

泉区役所建替事業
設計・施工に関する協定書（案）

令和3年12月6日修正

●年●月●日

甲 : 仙 台 市

乙 : [泉 区 役 所 等 売 買 企 業]

目次

第1条（定義）	1
第2条（総則）	1
第3条（泉区役所等の設計）	2
第4条（泉区役所等の施工）	5
第5条（保険）	6
第6条（工期の変更）	7
第7条（工事の停止）	7
第8条（泉区役所等の完成検査、完成確認）	7
第9条（権利義務の譲渡等）	8
第10条（設計施工協定書の変更）	8
第11条（準拠法及び裁判管轄）	8
第12条（誠実協議）	8

別紙1（保険）

泉区役所建替事業 設計・施工に関する協定書（案）

仙台市（以下「甲」という。）及び〔泉区役所等売買企業〕（以下「乙」という。）は、泉区役所建替事業における泉区役所等（内装を含む。以下同じ。）の設計・施工に関して、次のとおり、泉区役所建替事業 設計・施工に関する協定書（以下「設計施工協定書」という。）を締結する。

（定義）

第1条 設計施工協定書において用いられる用語の意義は、設計施工協定書に別段の定めがある場合を除き、甲並びに乙、〔既存庁舎解体設計企業〕、〔既存庁舎解体施工企業〕、〔民活用地売買企業〕及び〔民活用地賃貸借企業〕の間で締結された●年●月●日付け泉区役所建替事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に定めるところによる。

（総則）

第2条 乙は、甲と協議の上、自らの責任により、〔泉区役所等設計企業〕（以下「設計企業（泉区役所等）」という。）に、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守の上、泉区役所等の設計を行わせるものとする。

2 乙は、自らの責任により、〔泉区役所等建設企業〕（以下「建設企業（泉区役所等）」という。）に、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に従い、前項の規定により作成された泉区役所等の設計に基づき、日本国の法令を遵守の上、泉区役所等敷地で泉区役所等の施工を行わせるものとする。

3 乙は、自らの責任により、仮設、施工方法その他泉区役所等を完成するために必要な一切の事項について、自ら定め、又は設計企業（泉区役所等）若しくは建設企業（泉区役所等）に定めさせる。

4 乙は、仮設工事その他の泉区役所等の施工に必要な一連の工事（ただし、電気、水道に係る工事等、性質上泉区役所等敷地で行うことができない工事を除く。）について、全て泉区役所等敷地で、建設企業（泉区役所等）に行わせなければならない。

5 乙は、泉区役所等の設計及び施工に当たっては、要求水準書及び公募要領等のほか、公共施設の整備において通常求められる技術基準等を満たすものとする。

6 泉区役所等の設計、監理及び施工に要する費用並びにそれらに関連する一切の費用は、次に掲げる不備又は変更その他の甲の責めに帰すべき事由がある場合（ただし、乙が、次に掲げる不備の存在を知らず甲に異議を述べなかった場合を除く。）を除き、全て乙が負担し、泉区役所等売買仮契約が締結されず、又は乙から甲への泉区役所等の売買について、仙台市議会の議決を得られない場合であっても、乙は、当該費用を甲に請求することができない。また、当該費用に関する資金調達は、全て乙の責任で行う。

(1) 公募要領等の記載の不備又は変更

(2) 甲の指示の不備又は変更

7 乙は、泉区役所等引渡日が泉区役所等引渡予定日より遅延することが見込まれる場合には、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

8 前項の遅延により追加費用が生じる場合には、乙は、当該追加費用の全てを負担するものとする。

9 泉区役所等引渡日が泉区役所等引渡予定日より遅延した場合（不可効力その他やむを得ない事由が生じた場合を除く。）には、乙は、甲に対し、違約金として、**泉区役所等売買契約において定められる甲が支払うべき金額**に年●¹%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た金額を、泉区役所等引渡予定日の翌日（同日を含む。）から起算して泉区役所等引渡日（同日を含む。）までの日数につき支払うものとする。なお、甲に当該違約金を超える損害がある場合には、甲は、当該損害額を乙に請求することができる。

10 乙は、泉区役所等の工事期間中における泉区役所等敷地及び泉区役所等について、善良な管理者の注意をもって管理する。

11 泉区役所等に必要な什器備品は、甲において用意する。

（泉区役所等の設計）

第3条 乙は、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に基づき、設計企業（泉区役所等）に、善良な管理者の注意をもって、泉区役所等の基本設計を実施させるものとする。乙は、甲との間で、定期的に、当該基本設計に関する協議を自ら行い、又は設計企業（泉区役所等）に行わせるものとし、基本設計完了時に、泉区役所等の基本設計図書を甲に提出する。甲は、当該基本設計図書の内容について、乙及び設計企業（泉区役所等）との間で協議の上、事前に指定する。

2 甲及び乙は、泉区役所等の基本設計図書について、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 甲は、甲及び乙の間で別段の合意のある場合を除き、前項第2文の規定により基本設計図書が提出された日から14日以内に、乙に対し、その内容を承諾した旨を記載した通知書又は修正要求の通知書（当該通知書には、理由を付すことを要する。）を交付しなければならない。

(2) 甲は、前項第2文の規定により提出された基本設計図書について、それが設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等若しくは事業者提案、又は前項第3文の指定の内容と一致していないことを理由として、前号の規定に基づき修正要求をすることができる。

(3) 乙は、前号の規定に基づき修正要求を受けた場合には、速やかに当該不一致を是正しなければならない。是正の結果について、甲及び設計企業（泉区役所等）に報告するものとする。

¹ 本協定締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める率

この場合において、当該是正により追加費用が発生したときは、乙は、当該追加費用を負担する。

- 3 乙は、前項に定める手続が完了した後、基本設計図書並びに設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に基づき、設計企業（泉区役所等）に、善良な管理者の注意をもって、泉区役所等の実施設計を実施させるものとする。乙は、甲との間で、定期的に、当該実施設計に関する協議を自ら行い、又は設計企業（泉区役所等）に行わせるとともに、実施設計完了時に実施設計図書を甲に提出する。甲は、当該実施設計図書の内容について、乙及び設計企業（泉区役所等）との間で協議の上、事前に指定する。
- 4 甲及び乙は、実施設計図書について、次の各号の定めに従うものとする。
 - (1) 甲は、甲及び乙の間で別段の合意のある場合を除き、第3項第2文の規定により実施設計図書が提出された日から14日以内に、乙に対し、その内容を承諾した旨を記載した通知書又は修正要求の通知書（当該通知書には、理由を付すことを要する。）を交付しなければならない。
 - (2) 甲は、第3項第2文の規定により提出された実施設計図書について、それが基本設計図書、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等若しくは事業者提案、又は第3項第3文の指定の内容と一致してないことを理由として、前号の規定に基づき修正要求をすることができる。
 - (3) 乙は、前号の規定に基づき修正要求を受けた場合には、速やかに当該不一致を是正しなければならない。是正の結果について、甲及び設計企業（泉区役所等）に報告するものとする。この場合において、当該是正により追加費用が発生したときは、乙は、当該追加費用を負担する。
- 5 甲及び乙は、第2項に定める手続が完了した後の基本設計図書又は第4項に定める手続が完了した後の実施設計図書（以下「承諾済設計図書」と個別に又は総称していう。）の各変更について、次の各号の定めに従うものとする。
 - (1) 甲は、いつでも承諾済設計図書の変更を申し出ることができ、乙は、これに従う。
 - (2) 乙は、泉区役所等引渡予定日に変更を及ぼさず、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、承諾済設計図書の変更を行うことができる。
 - (3) 乙は、前各号の規定に基づく承諾済設計図書の変更により追加費用が生じる場合には、当該追加費用を全て負担する。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、甲は、前号の追加費用のうち、乙の責めに帰することができない事由によるものを負担する。
- 6 甲及び乙は、設計に係る契約不適合について、次の各号の定めに従うものとする。
 - (1) 甲は、泉区役所等の設計が種類又は品質に関して設計施工協定書の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が判明した場合には、第2項又は第4項に定める各手続が完了しているかどうかにかかわらず、乙に対して契約不適合の修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、甲の具体的指図に

基づく設計の部分については、乙及び設計企業（泉区役所等）が善良な管理者の注意をもって泉区役所等の設計を実施している限り、乙は、責任を負わない。

- (2) 前号の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、泉区役所等引渡日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、当該契約不適合が乙又は設計企業（泉区役所等）の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

7 甲及び乙は、泉区役所等の設計に係る業務（以下「設計業務」という。）について、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 業務工程表の提出

ア 乙は、設計施工協定書締結後速やかに、設計業務に関する業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

イ 甲は、必要があると認める場合には、アの業務工程表を受理した日から 7 日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

ウ 甲は、設計施工協定書の規定に基づき設計業務のスケジュールが変更になった場合において、必要があると認めるときは、乙に対してアの業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、ア中「設計施工協定書締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、イ及びウの規定を準用する。

エ 甲及び乙は、アの業務工程表が甲及び乙を拘束するものではないことを確認する。

(2) 設計成果物

ア 乙は、設計成果物（泉区役所等の設計に関して甲に提出された成果物をいい、基本設計図書及び実施設計図書のほか、未完成の成果物及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 甲は、設計成果物の内容を公表することができる。

(3) 管理技術者

ア 乙は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者（以下「管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

イ 乙は、設計施工協定書の履行に関し、管理技術者に、設計業務の管理及び統括を行わせるほか、泉区役所等の設計に係る乙の一切の権限を行使させることができる。

ウ 乙は、イの規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、管理技術者に行使させず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

エ 甲は、その意図する設計成果物を完成させるため、設計業務に関する指示を乙又は管理技術者に対して行うことができる。この場合には、乙は、当該指示に従い設計業務を

行わなければならない、又は管理技術者に行わせなければならない。

(4) 管理技術者に対する措置請求

ア 甲は、管理技術者、乙の使用人又は乙から設計業務を委託された者（設計企業（泉区役所等）を含む。）が設計業務の実施につき著しく不相当と認められる場合には、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

イ 乙は、アの規定による請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に書面により甲に通知しなければならない。

(5) 損害賠償等

ア 設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他設計業務により生じた損害（第三者に損害が生じた場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、当該損害を含む。）については、乙が負担する。

イ アの規定にかかわらず、アの損害（保険により填補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

ウ 設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(6) 泉区役所等引渡し前の使用

甲は、泉区役所等の引渡し前であっても、乙から提出された設計成果物を使用することができる。

（泉区役所等の施工）

第4条 甲及び乙は、泉区役所等の施工に必要な書面について、次の各号の定めに従うものとする。

- (1) 乙は、泉区役所等の着工までに、泉区役所等に関する施工計画書、施工体制図その他甲が指定する書面を、甲に提出する。乙は、これらの書面の提出後に修正が必要となった場合には、当該書面を適宜修正し、甲に提出する。
 - (2) 乙は、泉区役所等に関する工事全体工程表を作成し、甲に提出の上、建設企業（泉区役所等）に、これに従って工事を遂行させるものとする。乙は、工事全体工程表の提出後に修正が必要となった場合には、これを適宜修正し、甲に提出する。
- 2 甲及び乙は、泉区役所等の施工について、次の各号の定めに従うものとする。
- (1) 乙は、建設企業（泉区役所等）に、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に従い、泉区役所等を施工させるものとする。
 - (2) 乙は、現場にて遵守されるべき現場規則を制定して、建設企業（泉区役所等）に遵守させ、付近住民の生活等への支障が生じないように工事を実施させなければならない。

- (3) 乙は、泉区役所等の完成時まで、泉区役所等の出来形（工事を終えた部分）及び泉区役所等敷地に存する資材、建造物その他一切の搬入物の保存又は保管及び作業の結果について、その責任を負う。
- 3 甲及び乙は、泉区役所等の工事の監理に係る業務（以下「監理業務」という。）について、次の各号の定めに従うものとする。
- (1) 乙は、設計施工協定書締結から設計企業（泉区役所等）が設計業務を開始するまでの間に、泉区役所等の監理業務を行わせる者の名称及び業務内容を甲に報告した上で、甲の書面による承諾を得なければならない。
- (2) 乙は、前号の規定に基づき甲の承諾を得た者（以下「監理企業（泉区役所等）」という。）に、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に従い、泉区役所等の監理業務を行わせる。
- (3) 乙は、泉区役所等の監理業務に関し、監理企業（泉区役所等）に、乙を通じて甲へ定期的に報告を行わせるものとし、また、甲は、泉区役所等の監理業務に関し、乙を通じて監理企業（泉区役所等）に報告を適宜求めることができる。
- (4) 乙は、監理企業（泉区役所等）に、前二号の規定を遵守させ、かつ、監理企業（泉区役所等）がこれらを遵守する上で必要となる協力を行う。
- 4 乙は、泉区役所等の工事の進捗状況を管理・把握し、毎月1回、当該工事の進捗状況を記載した月間工事進捗状況報告書を、甲に提出するものとする。また、甲は、乙に対し、随時、当該工事の状況を記載したレポートの提出を請求することができる。
- 5 甲は、泉区役所等の工事期間中いつでも、泉区役所等の工事が承諾済設計図書及び施工計画書に従い施工されていることを確認するため、乙に対する事前の書面による通知により、泉区役所等敷地に立ち入り、乙、監理企業（泉区役所等）又は建設企業（泉区役所等）から説明を受けることができる。
- 6 乙は、設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等及び事業者提案に従い、施工中の泉区役所等の試験及び検査等を自らの責任及び費用負担によって行うものとする。甲は、泉区役所等の工事が、施工計画書に従い遂行されていることの確認のため、各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。なお、甲による結果の確認は、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。
- 7 乙は、泉区役所等の施工に必要な電力、用水、燃料等の調達を自己の責任で行う。

（保険）

第5条 乙は、次に掲げる保険その他別紙1に掲げる全ての保険を付保し、又は建設企業（泉区役所等）に付保させなければならない。

- (1) 施工中の泉区役所等に関する建設工事保険
- (2) 泉区役所等の施工中の労働災害保険
- 2 乙は、前項の保険に係る保険契約の内容及び保険証書の内容について、甲の確認を受けるも

のとする。

- 3 乙は、泉区役所等の工事開始の14日前までに、第1項の保険に係る保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(工期の変更)

第6条 乙は、泉区役所等の工期の変更が必要となり、又はそのおそれが明らかになった場合には、その理由のいかんを問わず、その旨を甲に報告するものとする。

- 2 前項の工期の変更は、甲又は乙からの申出であるかにかかわらず、不可抗力その他やむを得ない事由により工期の変更が必要となる場合にのみ認められるものとし、甲又は乙は、甲又は乙の一方が工期の変更を請求したときは、当該場合に該当するかどうかについて、甲及び乙の間の協議により定める。
- 3 第1項の工期の変更により追加費用が生じる場合には、当該追加費用は、全て乙が負担するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前項の追加費用のうち、乙の責めに帰することができない事由によるものの負担について、甲及び乙の間の協議によりこれを定める。

(工事の停止)

第7条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、泉区役所等の工事の停止を命ずることができる。この場合において、乙は、当該停止の命令の解除があるまで、当該工事を一時停止するものとする。

- (1) 乙の泉区役所等の施工に係る業務（以下「施工業務」という。）の実施が設計施工協定書、基本協定、要求水準書、公募要領等若しくは事業者提案、実施設計図書又は法令に反している場合
 - (2) 甲が施工業務の保安上、又は周辺住民の健康若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めた場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該工事を停止すべき緊急の事由が生じた場合
- 2 乙の責めに帰することができない事由により第1項の停止の命令がなされている場合において、当該停止の原因たる事由がなくなったときは、乙は、泉区役所等の工事の再開及び第4条第1項第(2)号の工事全体工程表の修正又はそれらのいずれかを行うよう甲に求めることができる。
 - 3 第1項の停止による費用負担は、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとする。

(泉区役所等の完成検査、完成確認)

第8条 甲及び乙は、乙による泉区役所等の完成検査について、次の各号の定めに従うものとする。

- (1) 乙は、自らの責任及び費用負担により、泉区役所等の完成検査等を行う。

- (2) 前号の場合には、甲は、乙が行う完成検査への立会いを求めることができる。
 - (3) 乙は、甲に対して、乙が行う完成検査の7日前の日までに、完成検査を行う旨を書面により通知する。
 - (4) 完成検査に対する甲の立会いの有無を問わず、乙は、甲に対し、完成検査の結果を建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- 2 甲は、乙による前項第(1)号の完成検査の終了後、次の各号の方法により完成確認を実施する。
- (1) 甲は、泉区役所等につき、乙の立会いの下で、完成確認を実施する。
 - (2) 完成確認は、実施設計図書との照合その他甲が別途定めて書面により乙に通知する方法により実施する。
 - (3) 泉区役所等の機器等の試運転等は、甲による完成確認前に乙が実施し、その報告書を甲に提出する。
 - (4) 乙は、泉区役所等の機器等及び備品等の取扱いに関する甲への説明を、試運転とは別に実施する。
- 3 甲が泉区役所等について前項の完成確認を完了し、乙が竣工図書を甲に対して提出した場合には、甲は、乙に対して速やかに完成確認終了通知書を交付する。甲は、当該竣工図書の内容について、乙と協議の上、事前に指定する。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、設計施工協定書上の地位又は設計施工協定書に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（設計施工協定書の変更）

第10条 設計施工協定書は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

（準拠法及び裁判管轄）

第11条 設計施工協定書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、設計施工協定書に関する一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第12条 設計施工協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議により解決するものとする。

[以下本頁余白]

以上を証するため、甲及び乙は、設計施工協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

甲

[住所]

仙台市

仙台市長 [氏名]

乙

[住所]

[泉区役所等売買企業]

[押印者肩書] [押印者氏名]

別紙1（保険）

[建設企業（泉区役所等）が付保すべき保険について記載]